

小坪飯島公園整備・管理方針(案)

1. 経緯

小坪飯島公園は、昭和 51 年 4 月 1 日の設置以来、小さなお子さんから高齢者まで幅広く利用され、地域の住民に親しまれている街区公園です。

また、逗子市の西端に位置し、海側の土手には椰子の木の並木が高く聳え、南国の異国情緒が感じられるエキゾチックな空間であり、市内外からその景観を楽しむ方が訪れています。

本市の緑の基本計画では、都市公園等の方針として、市民ニーズに柔軟に対応し、公園の持つ様々な機能を発揮する整備及び維持管理、活用を図ることとしており、併せて、公募設置管理制度(Park-PFI)の活用の可能性を検討することとしています。

これらのことから、令和3年7月から8月にかけて、逗子市小坪飯島公園における Park-PFI 制度を利用した魅力向上のためのサウンディング型市場調査を実施し、その結果、Park-PFI 制度の活用による事業実施が可能であることが確認できました。

Park-PFI とは

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者(以下、「設置等予定者」という。)を、公募により選定する制度です。



2. 対象公園

名 称:小坪飯島公園

所在地:逗子市小坪5丁目 439 番地の2ほか

公園種別:街区公園

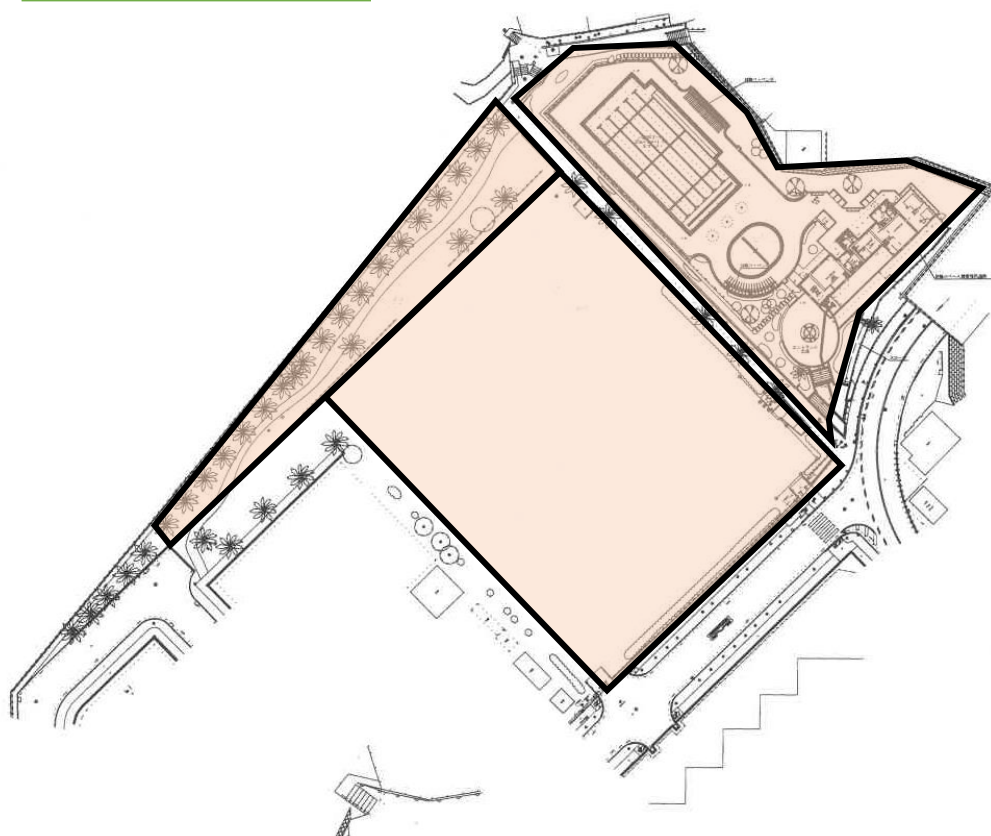
供用面積:6,491 m²

公募範囲:公園全域(広場、屋外プール)

建ぺい率:逗子市都市公園条例第 2 条の5の規定に基づき、公園面積の 100 分の 12 を建築面積の限度とします。

公募期間:20 年を上限とします。

小坪飯島公園区域図



3. 整備・管理方針

街区公園として一定のオープンスペースを確保しつつ、公園利用者の利便性の向上を図り、地域の皆さんが安心して利用できる公園とします。

また、富士山、江の島を相模湾越しに水平に一望できる本市随一のロケーションを最大限に活用し、本公園の質の向上を図り、より魅力ある公園とするとともに、市の財政負担を軽減していく方策として、民間活力を最大限に活用できる Park-PFI 制度により本公園の整備・管理を行うこととします。

なお、設置等予定者を公募するにあたり、次の各事項に配慮した事業提案を募集します。

(1)公募対象公園施設(収益施設等)について

設置等予定者は、公募対象公園施設の整備・管理に関し、関係法令を遵守するとともに、既存公園施設の機能を損なわないよう施設整備するものとします。

また、公園利用者による交通環境の悪化や騒音問題、その他地域住民の住環境悪化に配慮し、住環境の悪化が懸念される利用について、利用面積や利用時間を抑制するものとします。

また、既存施設である水泳プールについても公募対象公園施設として、管理・営業するものとします。

なお、夏期の水泳プール開設時間、利用料(市内在住・在勤・在学の個人)については、これまでと同様の水準を維持することとします。

(2)その他の公園施設について

①広場

公園南側にある広場は、地域住民の活動の場として利用されていることから、広場部分の面積 2236.56 m²のうち、引き続き 30%以上(671 m²以上)の面積を広場として開放し、できる限り多くの広場面積を、地域住民が利用できるよう公募してまいります。

②遊歩道

公園北側の材木座海岸に面した部分は、優れたロケーションを有した公園通路としての機能を維持します。

③複合遊具・東屋・サイクルステーション施設・花壇

既存施設について、可能な限り活用を図ります。

④トイレ

公園利用者から要望の多いトイレについては、整備の必須要件とします。

(3)公園施設の安定的運営について

設置等予定者の選定に当たり、設置等予定者の事業体制、収支予定、財務状況等について、審査項目とし、公園施設の安定的運営を図ります。

(4)地域住民に関する事項について

設置等予定者が決定した後、設置等予定者は、小坪小学校区住民自治協議会、小坪区会、アダプト団体との協議や地域住民説明会を実施し、より良い公園運営を進めるとともに、地域活動に参加・協力することとします。

また、地域住民・企業や公園アダプト団体と連携し、防災機能の向上や交通問題の解消に向けた取り組みを推進するものとします。

(5)その他

設置等予定者は、都市公園法及び逗子市都市公園条例ほか関係法令や市の土地利用関連条例を遵守するとともに、地域住民、公園利用者の防災対策に配慮した公園整備、管理を行うこととします。

また、緑の基本計画ほか、市の推進する政策・方針に協力するものとします。

4. 公募設置管理制度(Park-PFI)導入に伴う条例改正

小坪飯島公園水泳プールは、現在、有料の公園施設として指定管理者(公益財団法人逗子市スポーツ協会)が維持管理を行っていますが、公募設置管理制度(Park-PFI)の導入に伴い、有料の公園施設から除外します。

その後、設置等予定者による利用期間・利用時間、入場料の設定を新たに行いますが、既存の夏期の水泳プール開設時間、利用料(市内在住・在勤・在学の個人)については、これまでと同じ水準を維持することとし、利用条件を変更する場合も、同様とします。

5. 今後のスケジュール

令和3年 10 月	小坪飯島公園整備・管理方針(案)の市民参加手続き
令和3年 12 月	小坪飯島公園整備・管理方針の策定 公募設置等指針の策定
令和4年 3 月	設置等予定者の決定 基本協定・設置管理許可に向けた協議開始

5. 参考資料

サウンディング型市場調査結果